

広島市認知症初期集中支援チーム

(オレンジ支援チーム)

医療・介護の認知症専門チームが認知症の早期対応をお手伝いします。まずはお住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください（裏面参照）。

認知症初期集中支援チームとは？

認知症サポート医、医療・介護の専門職（看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）で構成する認知症の支援チームです。

どんなことをしてくれるの？

認知症の方や、その疑いのある方、ご家族を訪問し、認知症についての困りごとや心配なことを確認させていただきます。

その上で、適切な医療や介護サービス利用につなげるための初期支援を集中的に行います（最長6か月）。また、症状に合った対応のアドバイスなども行います。

対象となる方

40歳以上で自宅で生活をしており、認知症の症状などでお困りの方です。

例えば・・・

認知症の治療を受けさせたいが、本人が受診を拒否している

認知症の症状が強くて、対応に困っている

介護サービスを利用したいが、どうしたらいいかわからない



※広島市認知症初期集中支援推進事業

広島市では、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的に、「認知症初期集中支援チーム（オレンジ支援チーム）」を各区に設置しています。

◀ 認知症初期集中支援推進事業についてのお問い合わせ ▶

広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）
電話：(082)504-2648 FAX：(082)504-2136

広島市
地域包括
ケアシステム

認知症初期集中支援チーム 支援の流れ

認知症かな？
と思ったら・・・



例えばこんな様子がある時・・・

- ・5分前と同じことを言ったり聞いたりする
- ・同じものばかり買ってくる
- ・置忘れやしまい忘れが目立つ
- ・慣れたところで道に迷う
- ・元気がない、趣味や家事をしなくなった
- ・些細なことで怒りっぽくなった
- ・下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- ・上記のことがあり、病院に行くことを勧めるが嫌がる

① 地域包括支援センターへ

電話や窓口にてご相談ください。
(相談先は以下のとおり)
※相談内容によっては、支援チームに
つながらず、地域包括支援センターが
対応を行う場合があります。



② 支援チームによる訪問

認知症初期集中支援チームがご自宅を訪問し、
認知症についての困りごとや心配なことを確認させ
ていただきます。



③ 支援チームによる支援

- ・認知症の症状に合った対応等をアドバイスします。
- ・必要に応じて専門医療機関への受診促しや調整、
介護サービス等へのつなぎを行います。

④ 関係機関へ引継ぎ

安定的な支援につながったことを確認の上、
関係する機関に引継ぎをします。

《 まずはお住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください 》

	名称	所在地	電話番号
中区	基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	(082) 502-7955
	幟町地域包括支援センター	中区東白鳥町13-26	(082) 222-6608
	国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	(082) 249-0600
	吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	(082) 545-1123
	江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	(082) 296-4833
東区	福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	(082) 280-2330
	戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	(082) 516-0051
	牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階	(082) 228-2033
	二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14 はらだビル2階	(082) 263-3864
南区	大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	(082) 581-6025
	段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 2階	(082) 261-8588
	翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	(082) 252-5500
	仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8 たおビル2階	(082) 286-6112
	宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15 坂本ビル2階	(082) 252-6456
西区	中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	(082) 509-0288
	観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	(082) 292-3582
	己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	(082) 275-0087
	古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	(082) 272-5173
	庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	(082) 507-1210
	井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	(082) 501-6681
安佐南区	城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	(082) 831-1157
	安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	(082) 879-1876
	高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	(082) 878-9401
	東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	(082) 850-2220
	祇園・長東地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	(082) 875-0511
	戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-12	(082) 849-5860
安佐北区	白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	(082) 828-3361
	高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6 フジグラン高陽2階	(082) 841-5533
	口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	(082) 842-8818
	三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	(082) 516-6611
	亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	(082) 819-0771
	清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	(082) 810-4688
安芸区	瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	(082) 820-3711
	瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野3-9-5	(082) 893-1839
	阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東6-23-15	(082) 889-6605
	〃 (阿戸連絡所)	安芸区阿戸町418-1	(082) 856-0613
佐伯区	湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	(0829) 86-1241
	五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	(082) 208-5017
	三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	(082) 926-0025
	城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	(082) 924-7755
	五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	(082) 924-0053
五日市南地域包括支援センター	佐伯区楽々園4-2-19-101	(082) 924-8051	

**認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定支援ガイドライン**

厚生労働省

平成30年6月

目次

I はじめに	1
1 ガイドライン策定の背景	
2 ガイドラインの趣旨	
II 基本的考え方	2
1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか	
2 誰による意思決定支援のガイドラインか	
3 意思決定支援とは何か（支援の定義）	
III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則	3
1 本人の意思の尊重	
2 本人の意思決定能力への配慮	
3 チームによる早期からの継続的支援	
IV 意思決定支援のプロセス	6
1 意思決定支援の人的・物的環境の整備	
(1) 意思決定支援者の態度	
(2) 意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性への配慮	
(3) 意思決定支援と環境	
2 適切な意思決定プロセスの確保	
(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）	
(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）	
(3) 本人が意思を実現することの支援（意思実現支援）	
3 意思決定支援プロセスにおける家族	
(1) 家族も本人の意思決定支援者であること	
(2) 家族への支援	
4 日常生活や社会生活における意思決定支援	
5 意思決定支援チームと会議（話し合い）	
V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂	13
VI 事例に基づく意思決定支援のポイント	14

I はじめに

1 ガイドライン策定の背景

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律を受け設置された成年後見制度利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘があり、成年後見制度利用促進委員会の議論を経て作成された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされた。
- これを受け、認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のため平成 27 年度、平成 28 年度に実施した意思決定に関する研究（脚注 i）を参考に、平成 29 年度の老人保健健康増進等事業において、認知症の人の意思決定支援に関する検討を行い、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。
- 本ガイドラインは、日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活を送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したものである。（脚注 ii）

2 ガイドラインの趣旨

- 普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところであるが、このことは、認知症の人についても同様である。
- 本ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものである。

〈脚注 i〉老人保健健康増進等事業としての、平成 27 年度「認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」と、平成 28 年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」を指す。

〈脚注 ii〉本ガイドラインは、委員会・ワーキング委員会の委員、さらに委員の所属されている組織、認知症当事者の方などからのご意見とともに、国内施設の訪問調査、意思決定支援について知見を有する専門家などからの聞き取り、文献調査の結果のほか、イギリスの 2005 年意思決定能力法（The Mental Capacity Act 2005）、「障害者の権利、意思及び選好を尊重する」と定めた障害者の権利に関する条約（2014 年 2 月 19 日批准）、障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月 31 日・厚生労働省）等を参考にしている。また、医療等の分野では、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（平成 19 年 5 月・改訂平成 30 年 3 月・厚生労働省）がある。

II 基本的考え方

1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか

- 認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。以下、「認知症の人」ないし「本人」という）を支援するガイドラインである。

2 誰による意思決定支援のガイドラインか

- 特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人（以下、「意思決定支援者」という）による意思決定支援を行う際のガイドラインである。
- その多くはケアを提供する専門職種や行政職員等であるが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人（脚注iii）、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人などが考えられる。
- ケアを提供する専門職種や行政職員の例として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員や医療機関、訪問看護ステーション、包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、市町村などの職員などが考えられる。

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

- 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。（脚注iv）
- 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。（脚注v）

〈脚注iii〉ここにいう成年後見人には、法定後見人と任意後見人が含まれ、前者には、補助人や保佐人も含む。

〈脚注iv〉本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

〈脚注v〉本人が意思を形成することの支援を意思形成支援、本人が意思を表明することの支援を意思表明支援、本人が意思を実現するための支援を意思実現支援と呼ぶこともできる。

Ⅲ 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

1 本人の意思の尊重

- 意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。
- 本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならない。
- 意思決定支援は、本人の意思（意向・選好あるいは好み）（脚注vi）の内容を支援者の視点で評価し、支援すべきだと判断した場合にだけ支援するのではなく、まずは、本人の表明した意思・選好、あるいは、その確認が難しい場合には推定意思・選好（脚注vii）を確認し、それを尊重することから始まる。
- 認知症の人は、言語による意思表示が上手くできないことが多く想定されることから、意思決定支援者は、認知症の人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行うことが求められる。
- 本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合（脚注viii）でない限り、尊重される。

〈脚注vi〉本ガイドラインでは、「意思」という言葉で、意向、選好（好み）を表現することがある。

〈脚注vii〉本人に意思決定能力が低下している場合に、本人の価値観、健康観や生活歴を踏まえて、もし本人に意思決定能力があるとする、この状態を理解した本人が望むであろうところ、好むであろうところを、関係者で推定することを指す。

〈脚注viii〉本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、本人が他に取得可能な選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか、一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか、その発生の可能性に蓋然性があるか等の観点から慎重に検討される必要がある。その例としては、自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合を指す。

2 本人の意思決定能力への配慮

- 認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする。
- 本人のその時々意思決定能力の状況に応じて支援する。
- 本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力等を向上させる働きかけを行う。(脚注 ix)
- 本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか(理解する力)、またそれを自分のこととして認識しているか(認識する力)、論理的な判断ができるか(論理的に考える力)、その意思を表明できるか(選択を表明できる力)によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。
- 意思決定能力の評価判定は、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示すような情報と、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な判断が行われることが必要である。

〈脚注 ix〉 本人の意思決定能力についての注意事項を掲げる。

- (1) 本人の意思決定能力は行為内容により相対的に判断される。日常生活・社会生活の意思決定の場面は多岐にわたり、選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
- (2) 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく(連続量)、段階的・漸次的に低減・喪失されていく。
- (3) 意思決定能力は、認知症の状態だけではなく、社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化するので、より認知症の人が決めることができるように、残存能力への配慮が必要となる。

なお、本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化することに注意すべきである。

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようになっているかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。
- 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（以下、「意思決定支援チーム」という）が必要である。
- 特に、本人の意思決定能力に疑義があったり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。
- 意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしている方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。
- 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。
- 本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

IV 意思決定支援のプロセス

1 意思決定支援の人的・物的環境の整備

- 意思決定支援は、意思決定支援者の態度や意思決定支援者との信頼関係、立ち会う人（脚注 x）との関係性や環境による影響を受けることから、意思決定支援に当たっては、以下に留意する。

(1) 意思決定支援者の態度

- 意思決定支援者は、本人の意思を尊重する態度で接していることが必要である。
- 意思決定支援者は、本人が自らの意思を表明しやすいよう、本人が安心できるような態度で接することが必要である。
- 意思決定支援者は、本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することが必要である。
- 意思決定支援者は、支援の際は、丁寧に本人の意思を都度確認する。

(2) 意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性への配慮

- 意思決定支援者は、本人が意思決定を行う際に、本人との信頼関係に配慮する。意思決定支援者と本人との信頼関係が構築されている場合、本人が安心して自らの意思を表明しやすくなる。
- 本人は、意思決定の内容によっては、立ち会う人との関係性から、遠慮などにより、自らの意思を十分に表明ができない場合もある。必要な場合は、一旦本人と意思決定支援者との間で本人の意思を確認するなどの配慮が必要である。

(3) 意思決定支援と環境

- 初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱するなど、本人の意思を十分に表明できない場合があることから、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望ましい。
- 初めての場所や慣れない場所で意思決定支援を行う場合には、意思決定支援者は、本人ができる限り安心できる環境となるように配慮するとともに、本人の状況を見ながら、いつも以上に時間をかけた意思決定支援を行うなどの配慮が必要である。
- 本人を大勢で囲むと、本人は圧倒されてしまい、安心して意思決定ができなくなる場合があることに注意すべきである。
- 時期についても急がせないようにする、集中できる時間帯を選ぶ、疲れている時を避けるなどに注意すべきである。
- 専門職種や行政職員等は、意思決定支援が適切になされたかどうかを確認・検証するために、支援の時に用いた情報を含め、プロセスを記録し、振り返ることが必要である。

〈脚注 x〉 立ち会う人とは、例えば金融機関の窓口の職員や不動産等の売買契約の相手など意思決定の相手となるような人であり、意思決定支援者とは異なる人である。

2 適切な意思決定プロセスの確保

○ 意思決定支援者は、意思決定を支援する際には、本人の意思決定能力を適切に評価しながら、以下の適切なプロセスを踏むことが重要である。

(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）

- まずは、以下の点を確認する。
 - ・ 本人が意思を形成するのに必要な情報が説明されているか。
 - ・ 本人が理解できるよう、分かりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明されているか。
 - ・ 本人が理解している事実認識に誤りがないか。
 - ・ 本人が自発的に意思を形成するに障害となる環境等はないか。
- 認知症の人は説明された内容を忘れてしまうこともあり、その都度、丁寧に説明することが必要である。
- 本人が何を望むかを、開かれた質問で聞くことが重要である。（脚注 xi）
- 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かをわかりやすく示したり、話して説明するだけでなく、文字にして確認できるようにしたり、図や表を使って示すことが有効な場合がある。（脚注 xii）
- 本人が理解しているという反応をしていますが、実際は理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認することが必要である。

(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）

- 本人の意思を表明しにくくする要因はないか。その際には、上述したように、意思決定支援者の態度、人的・物的環境の整備に配慮が必要である。
- 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ることが重要であり、決断を迫るあまり、本人を焦らせるようなことは避けなければならない。
- 複雑な意思決定を行う場合には、意思決定支援者が、重要なポイントを整理してわかりやすく選択肢を提示するなどが有効である。
- 本人の示した意思是、時間の経過や本人が置かれた状況等によって変わり得るので、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認することが必要である。
- 重要な意思決定の際には、表明した意思を、可能であれば時間をおいて確認する、複数の意思決定支援者で確認するなどの工夫が適切である。
- 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴や価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより、本人の意思を確認することが重要である。

〈脚注 xi〉 開かれた質問とは、例えば、「外出しますか」という質問ではなく、「今どんなことをしたいですか」というものなどをいう。

〈脚注 xii〉 その他、音、写真、動画、絵カードやアプリケーションを示すことも考えられる。

(3) 本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）

- 自発的に形成され、表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映させる。
- 自発的に形成され、表明された本人の意思を、意思決定支援チームが、多職種で協働して、利用可能な社会資源等を用いて、日常生活・社会生活のあり方に反映させる。
- 実現を支援するにあたっては、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見て合理的かどうかを問うものではない。
- 本人が実際の経験をする（例えば、ショートステイ体験利用）と、本人の意思が変更することがあることから、本人にとって無理のない経験を提案することも有効な場合がある。

3 意思決定支援プロセスにおける家族

(1) 家族も本人の意思決定支援者であること

- 同居しているかどうかを問わず、本人の意思決定支援をする上で、本人を良く知る家族は本人を理解するために欠かすことはできない。したがって、本人をよく知る家族が意思決定支援チームの一員となっていただくことが望ましい。
- 家族も、本人が自発的に意思を形成・表明できるように接し、その意思を尊重する姿勢を持つことが重要である。
- 一方で、家族は、本人の意思に向き合いながら、どうしたらよいか悩んだり、場合によっては、その本人の意思と家族の意思が対立する場合もある。こうした場合、意思決定支援者（この場合は、主として専門職種や行政職員等）は、その家族としての悩みや対立の理由・原因を確認した上で、提供可能な社会資源等について調査検討し、そのような資源を提供しても、本人の意思を尊重することができないかを検討する。

(2) 家族への支援

- 本人と意見が分かれたり、本人が過去に表明した見解について家族が異なって記憶していたり、社会資源等を受け入れる必要性の判断について見解が異なることがあるが、意思決定支援者（主として専門職種や行政職員等）は、家族に対して、本人の意思決定を支援するのに必要な情報を丁寧に説明したり、家族が不安を抱かないように支援をすることが必要である。

4 日常生活や社会生活における意思決定支援

- 日常生活の意思決定支援としては、例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等が挙げられるが、これらに限るものではない。
- 日常生活については、これまで本人が過ごしてきた生活が確保されることを尊重することが原則になる。
- 本人の意思や好みを理解するためには、意思決定支援チームで、本人の情報を集め、共有することが必要である。
- 社会生活の意思決定支援としては、自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合（その逆やその間も）や、一人暮らしを選ぶかどうか、どのようなケアサービスを選ぶか、更には自己の財産を処分する等が想定されるが、これらに限るものではない。
- 本人の示した意思を日常・社会生活に反映した場合に、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、意思決定支援チームで話し合うことが必要である。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う。その際には、それぞれの専門性を通じて、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示す医療に関する情報、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供された上、十分な判断資料を得た上で判断が行われるようにすることが必要である。その際のプロセスで話し合った内容は、その都度、記録として残すことが必要である。

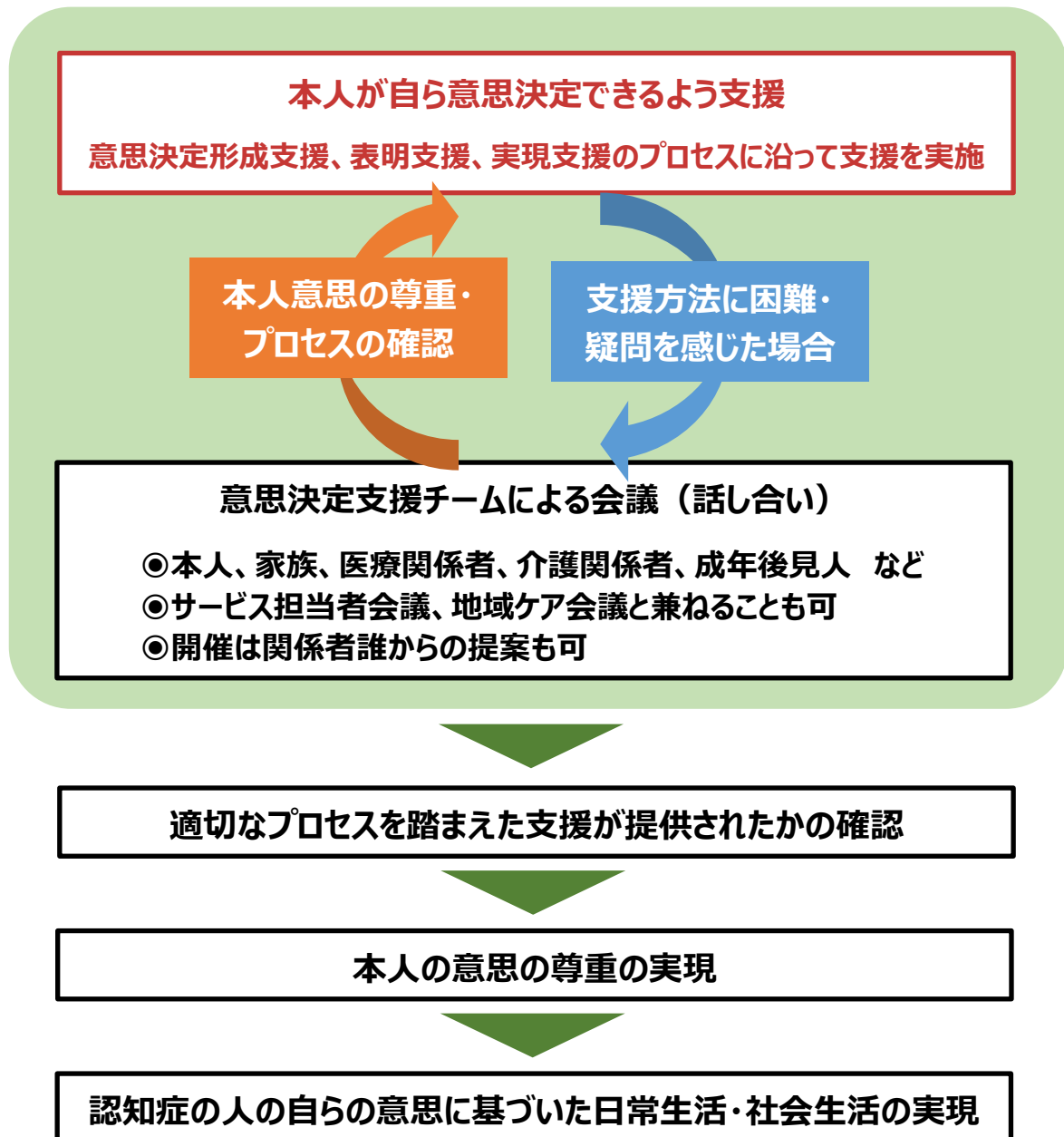
5 意思決定支援チームと会議（話し合い）

- 本人の意思決定能力の判定や、支援方法に困難や疑問を感じ、また、本人の意思を日常・社会生活に反映した場合に、他者を害する恐れがあったり、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合には、チームで情報を共有し、共同して考える。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う（意思決定支援チームのメンバーを中心として開かれる話し合いを「意思決定支援会議」という）。
- 意思決定支援会議では、意思決定支援の参考となる情報や記録が十分に収集されているのか、意思決定能力を踏まえた適切な支援がなされているのか、参加者の構成は適切かどうかなど、意思決定支援のプロセスを適切に踏まえているかを確認することが必要である。
- 意思決定支援会議は、地域ケア会議、サービス担当者会議等と兼ねることは可能である。
- 意思決定支援会議では、原則として、本人の参加が望ましい。もっとも、認知症の人は、周囲の雰囲気をつかむのが苦手で、知らない大勢に囲まれるとかえって意見を出せなくなる場合があることに配慮しなければならない。また、意思決定支援者は、本ガイドラインの内容を理解した上で会議に参加することが重要である。

- 意思決定支援会議の開催は、意思決定支援チームのだれからも提案できるようにし、会議では、情報を共有した上で、多職種のそれぞれの見方を尊重し、根拠を明確にしなが
ら運営することが必要である。その際の話し合った内容は、その都度文書として残すこ
とが必要である。専門職種や行政職員等は、適切な意思決定プロセスを踏まえた支援を
提供するとともに、提供の過程や結果をモニタリング・記録し、評価を適切に行い、質
の向上につなげる役割がある。
- 本人の意思は変更することもあるので、意思決定支援チームでの事後の振り返り（例え
ば、本人が経験をしてみて、意思が変わる場合がある）や、意思を複数回確認するこ
とが求められる。

【概念図】

本人の意思の尊重、意思決定能力への配慮、早期からの継続支援



日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎ 意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認 (情報、認識、環境)
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認



意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮 (最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂

- 本ガイドラインが普及する前提として、意思決定支援者となる誰もが、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人に関する理解を深める必要がある。国は、認知症に関する啓発及び知識の普及に努めることが必要である。
- 本ガイドラインを広く意思決定支援者に普及させるためには、知識の伝達だけでなく、本ガイドラインを具体的な場面でどのように使うのかを中心とした、事例を使っでの研修が必要である。
- 認知症の人の意思決定支援に関する取り組みの蓄積を踏まえ、本ガイドラインの内容も定期的に見直していくことが必要である。

VI 事例に基づく意思決定支援のポイント

事例についての注意

以下には、日常生活、社会生活の場面に分けて、参考として事例を掲載しています。これらは、提供された実際の事例にガイドラインのポイントを示すために必要な範囲で加工していますので、実際の事例がこのようになったことを示すものではありません。また、事例のような対処が唯一の対応であるとしては提示されていません。右欄に加えたコメントを参考にガイドラインとの関係について理解を頂ければ幸いです。

〈事例Ⅰ〉生活支援、医療機関への受診勧奨（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代 女性 一人暮らし
- ・家族 長男 県外在住 60代 月1回帰省し本人の世話をやっている
- ・支援者 近隣住民

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

近隣住民が、もともと夕食の副菜を持参したり、買い物を手伝うなどして本人の生活の支援を行っていた。しかし、最近になり、家の中の散らかりが目立つようになり、また買い物を依頼する際にも必要以上の金銭を渡すなど、おつりの計算や金銭管理が難しくなっていることが考えられるエピソードがでてきた。以前の彼女ではありえなかったことだったため、心配した地域住民より地域包括支援センターに支援の導入について相談がきた。

社会福祉士が訪問したところ、家の玄関先や屋内にはごみが散乱していた。また、浴室のバスタブは汚れた水が溜まり排水溝が詰まっている状態であり、家の管理が困難になっていることがうかがえた。

本人から日常生活をうかがうなかで、何度も同じ話を繰り返すことがあった。また、日付の感覚が曖昧であることが分かった。しかし、本人は病院に通院はしていなかった。

本人から、家族の連絡先を聞き出し、家族からも情報を得るようにした。その結果、現在の主たる介護者は長男であり、月に1回帰省し、掃除・買い物・金銭引き出しの支援を行っていることがわかった。長男は、最近になり、本人が自宅の清掃を十分にできなくなってきたことには気づいていたが、遠方に住んでいるためどのように対応したらよいか困っていたとのことであった¹⁾。

1) 家族からの情報収集、家族に関わりを促す。
〈本編Ⅳ-3(1)、〈2〉〉

ケア担当者より、本人に今の生活をどのようにとらえているか、尋ねた 2)。すると、本人は、「犬や猫と一緒に自宅で暮らしたい」と言った。長男は「将来的には老人ホームにお世話にならないといけないと思っているが、現時点では本人の思いを尊重し自宅での生活を見守りたい」と考えていた。そこで、地域包括支援センターの職員と社会福祉士は自宅を訪問し、自宅で暮らすうえで必要なことはなにか、アセスメントを実施した。

あわせて、本人に対して、医療機関に受診することのメリット・デメリットなどを説明した上で、医療機関へ一度受診した方がよいことを勧め、内科的な疾患の有無や認知症について相談することを勧めた。受診の結果、内科的な問題はなかったが、アルツハイマー型認知症の診断を受けた。

地域包括支援センターの職員は、それらの情報を集め、介護保険サービス導入に向けてケアマネジャー選定及び担当者会議を実施した。社会福祉士は、家族の意向も踏まえ、ヘルパーによる室内清掃を提案した。当初、本人は他人が家にあがることに抵抗があると言ったが、試しをすることには納得した。数回、ヘルパーの利用を試した後に、改めて本人の意向を尋ねると、「親切な人で安心した」と導入の提案を承諾した 3)。

2) オープンに尋ね、希望が言いやすいように配慮をする。

〈本編Ⅳ-1(1)〉

3) 経験をした上で判断することも一つの方法である。

〈本編Ⅳ-2(3)〉

〈事例Ⅱ〉生活リズムの回復（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 70代後半 男性 賃貸アパートに一人暮らし
- ・家族 同居していたが数年前に死亡。弟が近隣に在住であるが交流は途絶えている。
- ・支援者 地域包括支援センター、民生委員、行政（高齢福祉担当）

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

もともと、近所とは疎遠だった。最近になり、ごみ捨てのルールが分からなくなってきたのか、家からごみを出さなくなったばかりか、古い家具等を拾ってきては部屋内外に積み上げ、道にまではみだし通行にも支障を来す状態となり、苦情が大家と市役所に寄せられた。本人は近所からの苦情を頑なに拒んでいるが、最近とみに痩せが目立ち、顔色も悪いということから、民生委員が訪問した。しかし、訪問をしても、本人は家から出てこなかった。一方、近所の者が「ごみ」を片付けようとすると血相を変えて怒ることもあった。

外で見かけた時に声をかけるとやり取りができると聞き、地域包括支援センターの職員は、本人が荷物運びに苦勞している際に本人を手伝い、庭まで入り家の状態を確認した。その際に、息切れと痩せが目立っていたことから、職員は「心配だわ、暖かい食事とれていますか？」と声をかけ、時間をおかず一緒に庭先で食した。別れる際に、寒い時期だから「また、私と一緒に食事を取ってもらえますか」と言うと本人はうなずいた。職員は今回のやり取りを民生委員に伝え、本人を外で見かけたら声をかけてほしいと依頼した¹⁾。

職員は、その後も、「近くに来たのでどうしているかと思って」等と声をかけながらも、介護保険の利用等もすすめた。本人は、介護保険の利用は拒否した。そのため、職員は、急ぎすぎないように注意をしつつ、本人の健康状態に気を配った²⁾。また、職員は大家にもこれまでの生活を確認した。大家からは「母親をここで看取り、長く住んでくれているけど、いろいろ不幸なことがあり人間不信なのは」との話があった。

1) 経験をした上で判断することも一つの方法である。意思決定を支援するうえで、まず本人との信頼関係を築くことが重要である。あわせて、本人が安心できるような姿勢で接することも重要である
〈本編Ⅳ-1〉

2) 時期も急がせないことが大事。また、本人の理解を深める上で、生活史について家族関係を含めて理解することは重要である。
〈本編Ⅲ-3、Ⅳ-1〉

夏近くになると、職員は「生ごみは、夏は臭いがひどくなりますが、片付けしたいですか？手伝うこともできますよ？」と言ったところ、本人より「大事なものは捨てないよ」と答えたものの、手伝いについては拒否がなかった。そのため、初めて家の中の片づけを手伝い、腐る類のものを大袋に10袋近く捨てた。職員は、本人の発言やしぐさから、他の物は、ゴミではなく、彼なりに大事なものと考えていることを理解した³⁾。また、他の時は、道路にはみ出している壊れた椅子について「私もちよっとスカートひっかけちゃった。このままだと危ないね。」と言うと、「小学校で使っていたんじゃないかな。子どもの時思い出すでしょ。可愛い。」と珍しく自分から話した。

「大事な椅子なんですね。どこに置いたらいいかな。」と持ち掛けつつ、片づけの支援を続けた⁴⁾。続ける中で、本人は何が大事で何がいらぬか区別付かないようであった。一つずつ確認をすすめ、捨てる物には「穴が空いていて使えないかな」等、理由を伝え・確認をしながら道路にはみ出ている物を整理した。最後に本人にとって大事な壊れた椅子は、よく見える所におくと、「うん、(すっきりして)良かった」と喜んだ。その後も民生委員にもお願いして何度かに分けて関わりながら続けた。次第に、本人の態度も、おどおどしたり怒って興奮するなどの極端な感情を表出することはなく落ち着いてきた。

3) 言語による意思表示がうまくできない場合があり、身振りや表情とあわせて読み取る。

〈本編Ⅲ-1〉

4) この事例のように、意思決定能力があることを前提に、まず本人が決められるように支援をすることから始める。すくなくとも、「本人は分からない」からと、意思を確認せずに、支援者だけの判断で内容を決めるのは慎むべきである。

〈本編Ⅳ-2(1)〉

〈事例Ⅲ〉入所中の日常生活（日常生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代 女性
- ・施設入所
- ・支援者 ケア担当者

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

本人は、老人ホームに入所をしている。老人ホームでは、入所者を対象に毎週体操教室を開いていた。本人は、半年前に転倒して足を骨折したことから、リハビリに熱心に取り組み、体操教室にも欠かさずに参加していた。

ある時、入所者を対象にしたレクリエーションがあり、それは施設外に出かけるものだった。ケア担当者は、本人が骨折でしばらく外に出られなかったことから、外出の機会を作ってあげようとレクリエーションに参加させようと思い、本人にその旨を伝えた。しかし、本人はその話を聞き、レクリエーションの日程を確認すると、急に落ち着かなくなり、「私は行かない」と繰り返した。

ケア担当者は、改めて本人にレクリエーションのことをどのように思っているのかを開かれた形で尋ねた **1)**。本人の思っていることを順序立てて確認をしたところ、本人は体操教室を休むことで、また歩けなくなるのではないかと恐れていることがわかった **2)**。そこで、ケア担当者は、レクリエーションに出ることと、レクリエーションには出ずに体操教室に参加することについて、それぞれのメリットとデメリットを並べて示し、大事なところを紙に書き出すことも含め、繰り返し説明した **3)**。一度に全体を覚えることは難しかったが、ケア担当者は何度かに分けて、辛抱づよく説明をし、本人が理解したかを確認した。

最終的に、体操教室を1回休むことで歩けなくなるなど急な日常生活の変化はないことを本人は理解し、レクリエーションに参加することを決めた。

1) まず開かれた質問をし、本人の意向を尋ねる。

〈本編Ⅳ-2(1)〉

2) 言語で意向をうまく表出できない場合があるので、身振りや表情等とあわせて確認をする。

〈本編Ⅲ-1〉

3) 選択肢を示す場合には、比較のポイントやメリット・デメリットをわかりやすく示す、言葉だけではなく文章や図表を使うなどがある。

〈本編Ⅳ-2(1)〉

〈事例Ⅳ〉財産処分に関する意思決定支援(社会生活)

1 事例の基本情報

- ・ 80代の女性
- ・ 家族背景： 夫は死亡、子供無し、家族はいない。
- ・ 認知症で、ホーム入居契約のため、(成年)後見が開始された。
- ・ 有料老人ホームに入居中、今後のホーム利用料を支払うため、自宅売却の必要性が出てきた。
- ・ 本人は、自宅に対する愛着が強く、売ってもよいとは言わない。

上記のように、身近に信頼できる人はいない。ホームの費用の捻出のために売却するということであるためホームの関係者から説明させるのは不相当と考えられる。

2 事例本文(意思決定支援のプロセス)

まず、意思決定をする前提として、十分な時間が確保できるかどうかを確認した。後見人は、保有する預貯金の総額から利用料をまかなえる期間を予測した。重要な財産の処分であることから意思決定には十分な時間を用意し、短期間で決しないよう配慮をした¹⁾。

1) 本人が安心して検討できるように(十分な時間がとれるように)配慮をする。

〈本編Ⅳ-1(3)〉

時間をかけることにより管理の経費などがかかることが懸念され、本人の意向に沿っているかどうか懸念された。しかし、本人の認識を直接尋ねると、成年後見人が自宅をきちんと守っていることを喜んでいる旨の発言があった。その点で、本人の意向に沿っていることを確認し、管理の経費は本人にとって無駄な支出ではない、節約するために早く売る必要はない、と成年後見人は判断した²⁾。

2) 大きな意思決定支援の前段階として、支援自体が本人の意向に沿っているかどうかを確認した。

しかし、残金との関係で、今後売らなければならない時期が必ず来るので、重大な社会生活上の問題を避けるためにも、時間をかけて本人の意思形成をする(進める)ことが必要である。

また、売却の時期についても、ぎりぎりまで現状で管理を継続するか、少し余裕のある段階で売却するかという選択の問題があることには留意をしつつ支援を進めた。

3) 生活に重大な影響を与えるような決定に際しては、多職種による意思決定支援チームによる多角的な検討が求められる。

〈本編Ⅳ-5〉

成年後見人は、かかりつけ医、ケア担当者と連絡を取った³⁾。かかりつけ医からは、認知症の診断があること、と重要な意思決定を支援する上で記憶の障害のほか、重要なポイントを示すなど、理解を促すための配慮が望ましいことを共有した。

また、日常生活においても相当の支援が必要な状態であること、現在、生命に関わるような重大な疾病は見当たらず、しばらくは現状の介護の状況で続けられるのではないかとの情報を得た 4)。

ケア担当者からは、ケア担当者が「ホームでの生活には満足されていますか?」「家に帰るのと、ホームで生活するのとではどちらをお望みですか?」などの質問から、本人がホームでの生活を気に入っており、本人が現在のホームでの生活を続けることを望んでいるという情報を確認した 5)。また、自宅の管理についても、本人よりケア担当者に対して、成年後見人が管理をしていることで安心している旨の発言があったことも聞き、現在の支援が本人の意向に沿っていることも共有した。

後見人は、本人に対して、今後も老人ホームを利用するためには、利用料を支払うために自宅を売却する必要があることを具体的に説明したうえで、本人がこの問題をどのように理解しているのか、どのような意向を持っているのかをオープンに尋ねた 6)。本人からは、老人ホームの利用に満足をしているし、今の生活を続けたいとの希望が出た一方、自宅を売却する必要性の理解は難しく、自宅の売却には否定的であった。また、売却をしない場合に、今後、今の生活を続けるうえでの支援が得られなくなるおそれについても理解は困難であった。そのため、後見人は、利用する場合としない場合について、重要な違いを具体的に情報提供し、比較する上での重要な点を具体的に説明した。時間をかけて繰り返し説明をし、選択の重要性を伝えたいと、本人の意向を確認した 7)。

支援の結果、最終的に本人は老人ホームでの生活を続けることを望み、そのためには、利用料を支払うための方策が必要であることを理解した。また、その方策の一つとして、自宅売却も一つの手段であることも理解した。売却をするかどうかは、改めて話し合い、その時期については、後見人にまかせるということになった。

財産管理をする成年後見人は、民法 858 条（成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。）により、職務上の義務として本人の意思を尊重すべきであり、本ガイドラインでも適切な意思決定プロセスを踏まえる意思決定支援の一員として位置付けられている。

4) 認知能力や身体・精神の状態、生活状況に関する十分な情報収集が必要。特に医療者は、認知機能の評価をとおして、どのような点で支援が求められるのか、どのような工夫をすれば全体像を本人が把握できるのかについて、意思決定支援チームに対して、情報を提供することが求められる。〈本編Ⅲ-2、Ⅳ-5〉

5) 本人の意向を知り、意思決定を支援する上で、特に日常生活で本人に接するなど本人をよく知る人から情報を収集し、本人を理解することが重要。〈本編Ⅲ-3〉

6) ガイドラインで示す意思決定能力の評価。社会生活に重大な影響を及ぼすような内容のため、その決定が今後どのような影響を及ぼすのか、どのようなことが生じると想定されるのかまで、本人が把握したうえで決めることが重要なため、慎重な確認が必要。意思決定支援者は本人の意思を尊重し、安心して表明できる態度で接する。〈本編Ⅳ-1(1)、Ⅳ-2(1)〉

7) 認知能力の状態に応じた支援の工夫。比較のポイントや今後の見通しをわかりやすく伝える。〈本編Ⅳ-2(2)〉

〈事例V〉 退院支援、成年後見申立て（社会生活）

1 事例の基本情報

- ・本人 80代後半 女性（文中ではAさんと表示されることもある）
- ・家族 夫死亡後、弟（70代後半）と同居。
- ・支援者 地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

※本事例は、意思決定支援が難しかった事例である。仮に本ガイドラインに則った支援を実施した場合には、どのような意思決定支援のプロセスが想定されるかについてコメントに記載した。

Aさんは、利用していた元気はつらつ教室で周囲とのトラブルを繰り返したため、地域包括支援センターに同教室から相談があった。相談の中で、Aさんには物忘れとみられる症状があったことから、地域包括支援センター職員が本人と面接をした。その際に、職員より、Aさんに、介護保険の申請を勧めたが、Aさんは拒否された¹⁾。

たまたま、Aさんと顔見知りのケアマネジャーがいたので、地域包括支援センターの職員は、ケアマネジャーに介入を依頼した。その結果、Aさんは介護保険申請を行い、デイサービスの利用を開始することができた。当初週1回程度の利用をしていたが、次第に2～3回の利用に増えていった²⁾。

支援開始から2年が経ったころ、Aさんは体調を崩した。同居していた弟から、ケアマネジャーに支援依頼あり、Aさんは急性膵炎で入院となった。

入院して1か月経ち、病気が落ち着いてきたため、退院を検討することになった。Aさんは、自宅での慣れた生活を希望した。しかし、ケアマネジャー、病棟看護師、地域包括支援センター職員とで協議をした結果、支援者は理解力もなく自宅での生活は困難と判断した³⁾。

1) 意思決定支援をするうえで、人的・物理的な環境の整備、信頼関係の構築が重要である。本事例の場合、トラブルが続いたことから、危機介入的な面談になったため、信頼関係が築けず、安心できる環境も用意できていなかったことが、振り返りで指摘された。また、トラブルも取り返しがつかないところに至る前に、少しずつでも準備ができたかもしれない。

〈本編Ⅲ-3、Ⅳ(1)〉

2) 本人との信頼関係に配慮をした支援、情報の共有がなされることが重要。

〈本編Ⅲ-3、Ⅳ(1)〉

3) 支援の原則を踏まえ、「認知症だからできない、わからない」と判断するのではなく、本人の意向とその背景を理解し、それを尊重することが重要である。この場面であれば、本人が自宅で生活することをどのように理解しているのか、退院した後の生活がどのようになるのかを我が事としてどのように認識しているのかを、本人に直接たずねて確認することが望まれる。また、意思決定支援の際に、本人を交えた支援が重要である。

〈本編Ⅲ-1、Ⅳ-2(1)〉

さらに、今後の生活の中でのさまざまな手続きを考えると、成年後見人による支援が必要と考えられた。しかし、Aさん自身による申し立ては困難であると考えられた⁴⁾。支援者は、同居の弟さんに実施してもらおうのがスムーズであろうと考えた。しかし、弟さんも理解力が不十分であることがわかり、両者に支援者が必要だろうとの結論に達した。最終的に、地域包括支援センターによる申し立て支援が開始となった。

(続き)

3) この事例では、退院後に体調を崩した場合の対応が危惧されるが、それが生じる可能性はどうだったか、その際に本人が周囲に支援を求められるか、それが難しい場合でも、定期的な見守りとデイサービスが入れば、自宅で過ごすという本人の希望に沿えるのはいか、など工夫できる点の検討が望まれた。

〈本編Ⅲ-1、Ⅳ-2(1)〉

4) 上記と同様に、後見制度の利用や家族への説明することに対して、本人がどのように考えているのか、意向の確認が少なくとも必要である。一度では理解が難しいかもしれないが、わかりやすい説明や文書を用いた説明、メリット・デメリットを比較して出す、などの工夫をあわせて行うことが考えられる。〈本編Ⅲ(3)〉

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの
支援へ

意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは**認知症の人についても同様**のことです。



意思決定支援とは

- 認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、**日常生活・社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるよう**にするために行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

日常生活での「決める」の場面とは

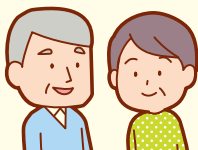
- ▶ 自分の好きなものを食べる、選んだ服を着る
- ▶ 行きたいと思う場所に出掛ける
- ▶ 入所中の施設の行事に参加する など

→これまでの生活や価値観が反映される場面
日常生活が確保されることが尊重される場面

社会生活での「決める」の場面とは

- ▶ 住まいの場を選ぶ、独り暮らしを選ぶ
- ▶ 介護・ケアサービスを選ぶ
- ▶ 自宅を売却する など

→本人のとって見過ごすことのできない
重大な影響が生じる場面



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

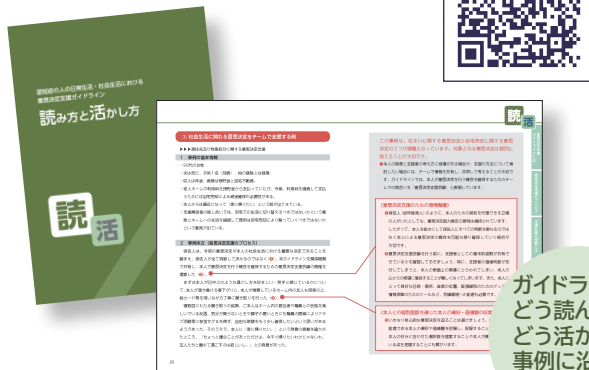
ガイドラインを
読むには
こちらから→



意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

ガイドラインをくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの
読み方と活かし方



ガイドラインを
どう読んで、
どう活かすか、
事例に沿って
分かりやすく

ガイドラインの説明を聞いてみたい(専門職研修動画教材)

意思決定支援ガイドライン研修
(医療職向け組み込み型研修)



ご本人の声
(メッセージ)
もあります

意思決定支援ガイドライン研修
(介護職向け組み込み型研修)

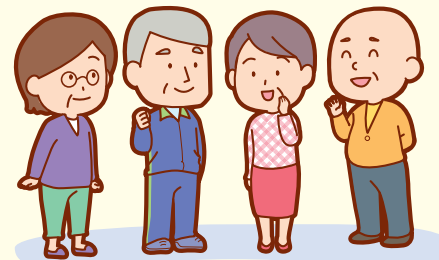


認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

あなたの「決める」を
みんなでささえる

意思決定支援にかかわる
すべての人に知っておいてほしいこと

できることはたくさんある。
それを聴いてほしい、
かなえない。



意思
形成

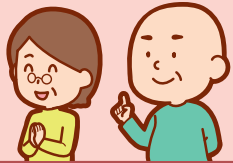
意思
表明

意思
実現

ご本人の「声」で説明します

時間・場所、一緒にいる人

- こうしたい、どっちがいい、などを決める
とき、まず自分を知ってくれて、話を聞いて
くれるような信頼できる人に支援してもら
いたいよ。
- 立ち会う人も、遠慮なく自分の意見が言
えるような人がいいね。
- 普段行かないような慣れない場所よりも、
自宅がいいです。ありがたいけど、大勢
で取り囲まれ
ちゃ、言いた
いこともあま
り言えないし。



「思う」「考える」をささえる

- 自分で選んで決めたいけど、違いがよく分
からないから選べないなあ。
- たくさん説明してくれるときは、ゆっくり
と分かりやすくお願いします。あと、紙
に図や表などで書いてくれると分かりや
すいです。
- 「Aですか・Bですか」だけでなく、「何
がしたいですか」、「どうしたいですか」っ
て聞かれる方が、したいことを言いやす
いなあ。
- 説明の途中で、確認してくれるといいで
す。最初の方に言われたことがあやふや
になっちゃうから。

確認や振り返り

- 支援に関わる皆さんに自分のことを分
かってもらえると安心だし、前に言ったこ
と、ちょっとしたこと、覚えてほしいよ。
- 一緒に考えたことを、一緒に振り返れば
思い出すこともあります。決めていく途
中のていねいな支援がうれしいです。

意思決定支援の原則

- 1 本人の意思の尊重
- 2 本人の意思決定能力への配慮
- 3 早期からの継続的支援

意思決定支援のプロセス(流れ)

環境の整備

意思決定支援の3要素

意思形成 の支援

適切な情報、認識、
環境の下で意思が
形成されることに
対する支援

意思表明 の支援

形成された意思を
適切に表明・表出
することに対する
支援

意思実現 の支援

本人の意思を日常
生活・社会生活に
反映すること
に対する支援

プロセスの記録・確認・振り返り

それぞれのプロセスの具体的な内容は、
ガイドラインや「読み方と活かし方」を参照してください。

支援者の「声」で説明します

“ささえる”ための原則

- ご本人が表明された意思（何をしたい、
どっちがいい、など）を聴き、それを尊
重することから始まります。
- 支援する側の目線や都合ではなく、ご本
人の自己決定を尊重します。
- ご本人が決定するために必要な情報を、
保たれている認知能力に応じて、工夫や
確認をしながら説明していきます。
- 言葉だけでなく、身振り・手振り、表情
の変化も読み取っていきます。
- 早い段階から、伴走するように、ご本人
の「決める」を支援していきます。

「話す」「伝える」をささえる

- ご本人が意思を伝えられるように、時間
をかけて、コミュニケーションを取る中で
聞くことを心がけています。
- 私たちも同じですが、時間が経ったり、
状況が変わったり、最初の意思は変わる
ものです。時間をおいて、何度でも私た
ちに話してください。
- ご本人の生活歴や普段の様子・価値観な
どから「おかしいな」「迷ってるのかな」
と感じたときは、一旦立ち止まって、ご
本人にも、もう一度確認し
ています。



「する」「かなえる」をささえる

- ご本人の意思を、多職種協働や社会資源
も活用しながら、日常生活・社会生活に
反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変
わることもあります。ご本人にとって無理
のない提案をしながら継続的に支援して
いきます。

広島市認知症地域支援推進員について

広島市では各区に「認知症地域支援推進員」を1名ずつ配置しています。

認知症地域支援推進員は、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、関係機関等と連携を図りながら活動を行います。

主な業務

- 地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくりを行います。
- 認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関との連絡調整を行います。
- 地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援を行います。
- 若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援を行います。



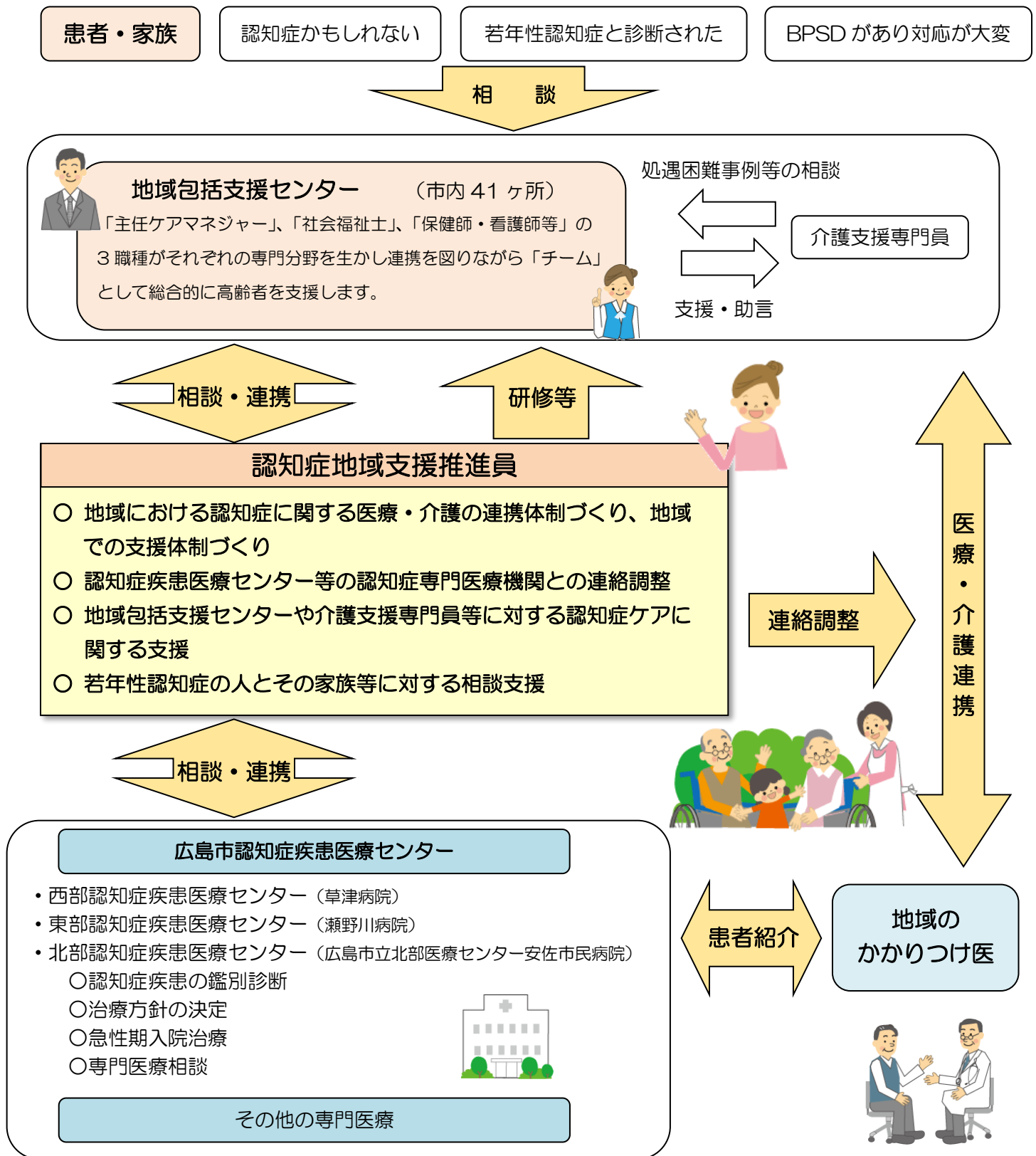
各区の認知症地域支援推進員

令和5年10月1日現在

区分	氏名	配置先の地域包括支援センター（所在地／電話番号）
中区	きもと あゆみ 木元 鮎美	江波地域包括支援センター （江波二本松2-6-27 ☎296-4833）
東区	ふくだ ともえ 福田 知枝	福木・温品地域包括支援センター （上温品1-11-27-101 ☎280-2330）
南区	すすき はるよ 鈴木 晴代	大州地域包括支援センター （大州1-1-26 ☎581-6025）
西区	こみ よしこ 古味 佳子	観音地域包括支援センター （観音町16-19 3階 ☎292-3582）
安佐南区	たわら てるみ 俵 輝己	安佐・安佐南地域包括支援センター （中須2-19-6 3階 ☎879-1876）
安佐北区	ののほら ゆか 野々原 祐香	亀山地域包括支援センター （亀山4-2-36 ☎819-0771）
安芸区	やまね えいこ 山根 映子	瀬野川東地域包括支援センター （安芸区瀬野2-17-33 ☎820-3711）
佐伯区	たむら てつや 田村 哲也	五日市地域包括支援センター （五日市中央2-4-40 ☎924-0053）

【問合せ先】 広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課 ☎504-2648

■ 認知症地域支援推進員の活動イメージ



■ 広島市認知症疾患医療センター

区分	広島市西部認知症疾患医療センター	広島市東部認知症疾患医療センター	広島市北部認知症疾患医療センター
指定病院	医療法人社団更生会 草津病院	医療法人せのがわ 瀬野川病院	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター-安佐市民病院
所在地	西区草津梅が台 10 番 1 号	安芸区中野東 4 丁目 11 番 13 号	安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号
専用電話	082-270-0311 (直通)	082-893-6266 (直通)	082-815-5299 (直通)
相談時間	月～金 9時～12時、13時30分～17時	月～金 9時～12時、13時～16時30分	月～金 9時～12時、13時～16時30分

広島県内の 相談・連絡窓口

(認知症関係)

1 認知症疾患医療センター.....	1
2 認知症高齢者の精神保健相談等.....	2
3 認知症相談.....	3
4 地域包括支援センター.....	3
5 市町.....	8
6 社会福祉協議会.....	9
7 県厚生環境事務所・保健所.....	12
8 市保健所・保健センター.....	12
9 市町福祉事務所.....	13

※広島県では、高齢者福祉や介護に関する制度等をまとめた「ひろしま高齢者ガイドブック」を作成して、ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

広島県 高齢者ガイドブック

検索

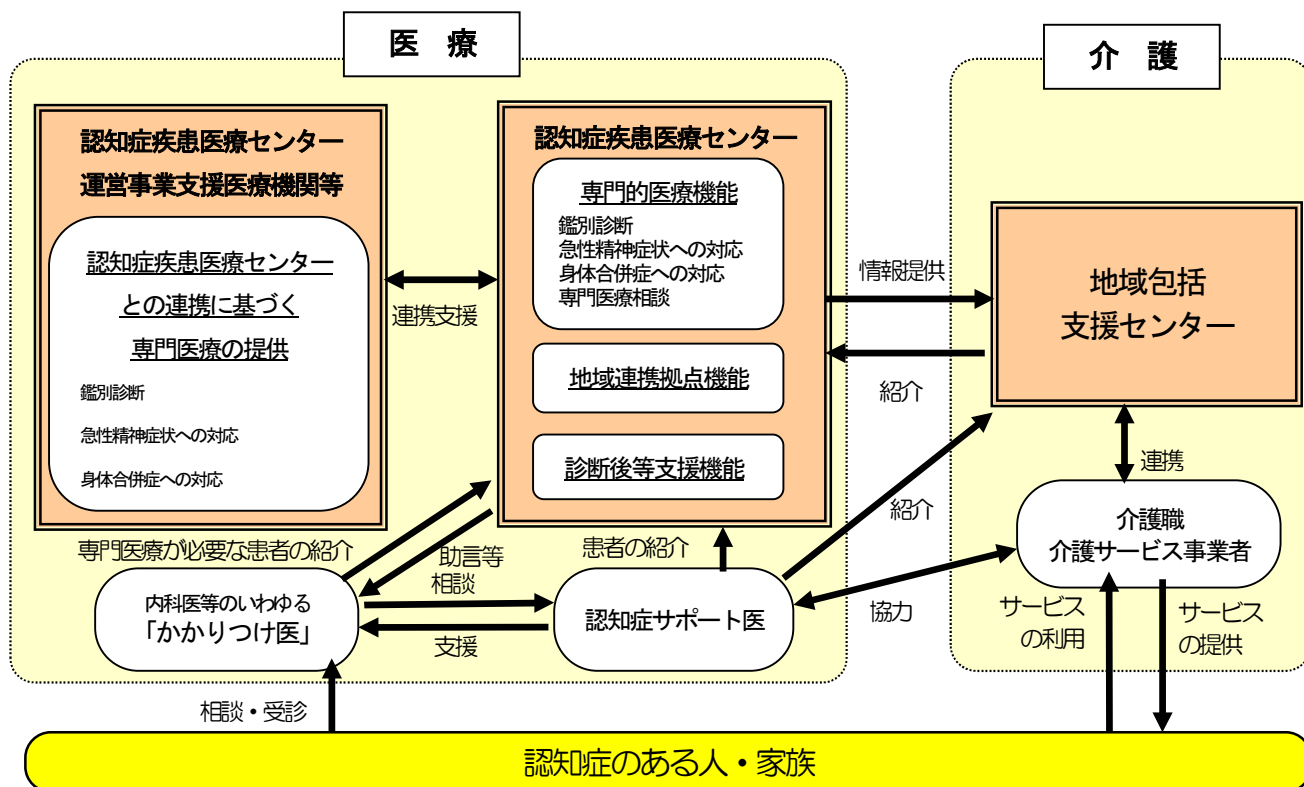
広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課

1 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療センター運営事業支援医療機関等と連携し、認知症疾患の鑑別診断、周辺症状や身体合併症に対する急性期医療等の専門医療を提供するほか、認知症医療についての専門相談や必要に応じて診断後支援に係る相談も行っています。

また、かかりつけ医や認知症サポート医、地域包括支援センター等の介護関係機関とも連携し、認知症疾患の早期診断から治療・介護方針の策定、適切な医療や介護サービスの提供につなげていきます。

県内には、11か所の認知症疾患医療センターがあります(うち広島市設置分3箇所)。(令和5年10月現在)



■ 問合せ先

認知症疾患医療センター	所在地	専用電話番号
医療法人社団更生会 草津病院	広島市西区草津梅が台 10-1	(082) 270-0311
医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島市安芸区中野東4丁目 11-13	(082) 893-6266
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北谷医療センター-安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南1丁目 2-1	(082) 815-5299
医療法人社団せがわ会 千代田病院	山県郡北広島町今田 3860	(0826) 72-8262
医療法人社団知仁会 メープルヒル病院	大竹市玖波 5丁目 2-1	(0827) 57-7461
医療法人社団和恒会 ふたば病院	呉市広白石 4丁目 7-22	(0823) 70-0571
医療法人社団二山会 宗近病院	東広島市西条町御園宇 703	(082) 493-8651
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町 6丁目 31-1	(0848) 61-5515
医療法人社団緑誠会 光の丘病院	福山市駅家町向永谷 302	(084) 976-1412
医療法人永和会 下永病院	福山市金江町藁江 590-1	(084) 939-6211
医療法人微風会 三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東 4丁目 3-10	(0120) 870-318

2 認知症高齢者の精神保健相談等

■ 保健所

○ 普及・啓発

精神科医、精神保健福祉相談員等が、健康教育等により、高齢者の認知症の予防等について、普及・啓発を行っています。

○ 精神保健福祉相談

相談窓口を設置し、精神科医、精神保健福祉相談員等が、高齢者の認知症等に関する不安や悩み、介護方法等について相談をお受けします。

○ 訪問指導

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師が認知症高齢者の家庭を訪問し、本人又は家族の相談・支援をします。

○ 問合せ

市町の担当課又は最寄りの保健所（P8、P12）

■ 精神保健福祉センター

心の悩みや精神疾患等、心の健康について相談を行っています。

広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目3-77 ☎ (082) 884-1051
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 ☎ (082) 245-7731

■ 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会

○ こころの電話

こころの健康づくり、こころの悩み、うつ病、精神疾患などについての相談

電話	(082) 892-9090
開設日時	毎週月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～16:30（12:00～13:00を除く）

3 認知症相談

認知症に関する疑問、介護の方法、ご本人・介護者・家族の悩みなどについての相談を受け付けています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。(ただし、通話料は御負担いただきます。)

■ 認知症電話相談

機関・相談員	受付時間	電話番号
広島県地域包括ケア推進センター		
認知症の人と家族の会広島県支部	火曜日 13時～16時30分	(082) 553-5353
広島県社会福祉士会	木曜日 13時～16時30分	(082) 569-6501
広島市認知症コールセンター		
認知症の人と家族の会広島県支部	月曜日・水曜日 12時～16時	(082) 254-3821
広島県若年性認知症サポートルーム	月～金曜日 9時～17時	(082) 298-1034

※ 祝日、年末年始を除きます。

4 地域包括支援センター

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護だけでなく生活や権利擁護など、幅広く様々な相談に応じ、関係機関との調整を行いながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

■ 相談体制

相談内容	介護予防サービスの利用、生活相談、介護に関する相談、高齢者虐待や成年後見制度の利用などの権利擁護相談など
相談日・時間	月曜日～金曜日の8:30～17:15が一般的ですが、センターによっては、土曜日も対応しています。また、緊急の場合は、夜間・深夜でも対応します。
職員	主に社会福祉士が対応しますが、この他にも保健師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などが配置されています。
相談方法	電話、来所、手紙、FAXなど。必要に応じ、相談者の自宅にも出向いて、相談等にお応えします。

■ 実施体制

市町が直接設置しているセンターと、社会福祉法人などが市町から受託して運営しているセンターがあります。

地域によっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援業務についての窓口としてのブランチが設置されています。

■ 費用負担

無

※ 令和5年4月1日現在の施設です。

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
広島市	広島市基町地域包括支援センター	730-0011	中区基町 19-2-425	(082) 502-7955	○
	広島市熨町地域包括支援センター	730-0004	中区東白島町 13-26	(082) 222-6608	○
	広島市国泰寺地域包括支援センター	730-0046	中区昭和町 12-2	(082) 249-0600	○
	広島市吉島地域包括支援センター	730-0825	中区光南一丁目 4-6	(082) 545-1123	○
	広島市江波地域包括支援センター	730-0834	中区江波二本松二丁目 6-27	(082) 296-4833	○
	広島市福木・温品 地域包括支援センター	732-0032	東区上温品一丁目 11-27-101	(082) 280-2330	○
	広島市戸坂地域包括支援センター	732-0003	東区戸坂中町 2-29	(082) 516-0051	○
	広島市牛田・早稲田 地域包括支援センター	732-0066	東区牛田本町五丁目 1-2 7階	(082) 228-2033	○
	広島市二葉地域包括支援センター	732-0053	東区若草町 10-14 はらだビル 2階	(082) 263-3864	○
	広島市大州地域包括支援センター	732-0802	南区大州一丁目 1-26	(082) 581-6025	○
	広島市段原地域包括支援センター	732-0814	南区段原南一丁目 3-52 広島段原ショッピングセンター内2階	(082) 261-8588	○
	広島市翠町地域包括支援センター	734-0001	南区出汐二丁目 3-46	(082) 252-5500	○
	広島市仁保・楠那 地域包括支援センター	734-0025	南区東本浦町 26-8 たおビル 2階	(082) 286-6112	○
	広島市宇品・似島 地域包括支援センター	734-0004	南区宇品神田三丁目 7-15 坂本ビル 2階	(082) 252-6456	○
	広島市中広地域包括支援センター	733-0003	西区三篠町一丁目 8-21 2階	(082) 509-0288	○
	広島市観音地域包括支援センター	733-0031	西区観音町 16-19 3階	(082) 292-3582	○
	広島市己斐・己斐上 地域包括支援センター	733-0812	西区己斐本町二丁目 7-13	(082) 275-0087	○
	広島市古田地域包括支援センター	733-0872	西区古江東町 5-3-104	(082) 272-5173	○
	広島市庚午地域包括支援センター	733-0861	西区草津東二丁目 8-5	(082) 507-1210	○
	広島市井口台・井口 地域包括支援センター	733-0842	西区井口二丁目 5-19	(082) 501-6681	○
	広島市城山北・城南 地域包括支援センター	731-0103	安佐南区緑井六丁目 37-5-102	(082) 831-1157	○
	広島市安佐・安佐南 地域包括支援センター	731-0121	安佐南区中須二丁目 19-6 3階	(082) 879-1876	○
	広島市高取北・安西 地域包括支援センター	731-0144	安佐南区高取北一丁目 17-41	(082) 878-9401	○
	広島市東原・祇園東 地域包括支援センター	731-0112	安佐南区東原三丁目 14-4	(082) 850-2220	○
	広島市祇園・長束 地域包括支援センター	731-0137	安佐南区山本一丁目 4-25	(082) 875-0511	○
	広島市戸山・伴・大塚 地域包括支援センター	731-3165	安佐南区伴中央二丁目 5-12	(082) 849-5860	○
	広島市白木地域包括支援センター	739-1301	安佐北区白木町小越 218-2	(082) 828-3361	○
	広島市高陽・亀崎・落合 地域包括支援センター	739-1742	広島市安佐北区亀崎一丁目 1-6 フジグラン高陽 2階	(082) 841-5533	○
	広島市口田地域包括支援センター	739-1733	安佐北区口田南七丁目 11-22	(082) 842-8818	○
	広島市三入・可部 地域包括支援センター	731-0211	安佐北区三入五丁目 16-31	(082) 516-6611	○
広島市亀山地域包括支援センター	731-0231	安佐北区亀山四丁目 2-36	(082) 819-0771	○	

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
広島市	広島市清和・日浦 地域包括支援センター	731-3361	安佐北区あさひが丘 三丁目 18-13-7-101	(082) 810-4688	○
	広島市瀬野川東地域包括支援センター	739-0311	安芸区瀬野二丁目 17-33	(082) 820-3711	○
	広島市瀬野川・船越 地域包括支援センター	739-0321	安芸区中野三丁目 9-5	(082) 893-1839	○
	広島市阿戸・矢野 地域包括支援センター	736-0083	安芸区矢野東六丁目 23-15	(082) 889-6605	○
	広島市湯来・砂谷 地域包括支援センター	738-0512	佐伯区湯来町白砂 82-4	(0829) 86-1241	○
	広島市五月が丘・美鈴が丘 地域包括支援センター	731-5114	佐伯区美鈴が丘西一丁目 3-9	(082) 208-5017	○
	広島市三和地域包括支援センター	731-5102	佐伯区五日市町石内 6405-1	(082) 926-0025	○
	広島市城山・五日市観音 地域包括支援センター	731-5141	佐伯区千同一丁目 30-6	(082) 924-7755	○
	広島市五日市地域包括支援センター	731-5128	佐伯区五日市中央二丁目 4-40	(082) 924-0053	○
	広島市五日市南地域包括支援センター	731-5136	佐伯区楽々園四丁目 2-19-101	(082) 924-8051	○
呉市	呉市中央地域包括支援センター	737-0032	本町 9-13	(0823) 20-6307	○
	呉市天心・吉浦地域包括支援センター	737-0862	呉市狩留賀町 3-16	(0823) 31-8390	○
	呉市昭和地域包括支援センター	737-0903	焼山西三丁目 4-17	(0823) 30-5666	○
	呉市宮原・警固屋 地域包括支援センター	737-0024	宮原十三丁目 9-4	(0823) 32-1006	○
	呉市東部地域包括支援センター	737-0112	広古新開二丁目 1-3	(0823) 76-3333	○
	呉市川尻・安浦地域包括支援センター	737-2516	安浦町中央一丁目 3-17	(0823) 70-6662	○
	呉市安芸灘地域包括支援センター	737-0401	蒲刈町宮盛 1-2	(0823) 66-1115	○
呉市音戸・倉橋地域包括支援センター ※4/18 移転	737-1206	音戸町高須 3-7-15	(0823) 27-8980	○	
竹原市	竹原市地域包括支援センター	725-0026	中央三丁目 13-5	(0846) 22-5494	○
三原市	三原市東部地域包括支援センター どりいむ	723-0003	中之町六丁目 31-1	(0848) 61-4410	○
	三原市南部地域包括支援センター 三恵苑	723-0014	城町三丁目 7-1	(0848) 63-6775	○
	三原市中央地域包括支援センター 三原市医師会	723-0051	宮浦一丁目 15-16	(0848) 63-7100	○
	三原市西部地域包括支援センター大空	729-0414	下北方一丁目 6-5	(0848) 86-2450	○
	三原市北部地域包括支援センター はーもにー	722-1412	久井町和草 1906-1	(0847) 32-5007	○
尾道市	尾道市北部地域包括支援センター	722-0311	御調町市 107-1	(0848) 76-2495	○
	尾道市西部地域包括支援センター	722-0017	門田町 22-5	(0848) 21-1262	○
	尾道市東部地域包括支援センター	722-0051	東尾道 4-4	(0848) 56-0345	○
	尾道市地域包括支援センター	722-8503	新高山三丁目 1170-177 尾道市立市民病院内	(0848) 56-1212	○
	尾道市南部地域包括支援センター	722-2211	因島中庄町 1955	(0845) 24-1248	○
	尾道市南部地域包括支援センター 瀬戸田支所	722-2416	瀬戸田町林 1288-7	(0845) 27-3847	—
	尾道市向島地域包括支援センター	722-0073	向島町 5888-1	(0848) 41-9240	○
福山市	福山市地域包括支援センター三吉	721-0975	西深津町六丁目 6-10	(084) 973-0155	○
	福山市地域包括支援センター三吉町南	720-0032	三吉町南二丁目 11-22	(084) 927-9039	○
	福山市地域包括支援センター南本庄	720-0077	南本庄三丁目 1-52	(084) 920-8161	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
福山市	福山市地域包括支援センター野上	720-0815	野上町一丁目 2-17	(084) 921-0210	○
	福山市地域包括支援センター箕島	721-0957	箕島町 5816-144	(084) 981-1856	○
	福山市地域包括支援センター赤坂	720-0843	赤坂町大字赤坂 1282-4	(084) 949-2170	○
	福山市地域包括支援センター南蔵王	721-0973	南蔵王町六丁目 16-54	(084) 940-1130	○
	福山市地域包括支援センター引野	721-0942	引野町五丁目 9-21	(084) 940-5090	○
	福山市地域包括支援センター坪生	721-0903	坪生町黒坂 7606	(084) 947-9090	○
	福山市地域包括支援センター水呑	720-0832	水呑町 3344-1	(084) 956-2310	○
	福山市地域包括支援センター水呑 サブセンター鞆	720-0202	鞆町後地 1296-2	(084) 982-3323	—
	福山市西南部地域包括支援センター	729-0105	南松永町二丁目 8-12	(084) 933-6272	○
	福山市西南部 地域包括支援サブセンター柳津	729-0114	柳津町 98-1	(084) 933-9898	—
	福山市西南部 地域包括支援サブセンター今津	729-0111	今津町三丁目 9-8	(084) 933-3399	—
	福山市西南部地域包括支援サブセンター 内海・沼隈	720-0392	沼隈町草深 1889-6	(084) 965-6702	—
	福山市北部地域包括支援センター	720-1132	駅家町倉光 435-2	(084) 976-0071	○
	福山市北部 地域包括支援サブセンター芦田	720-1264	芦田町福田 189-1	(084) 950-0071	—
	福山市北部 地域包括支援サブセンター駅家	720-1131	駅家町万能倉 96-1	(084) 977-0071	—
	福山市地域包括支援センター新市	729-3105	新市町下安井 3500	(0847) 51-3222	○
	福山市北部東地域包括支援センター	720-2125	神辺町新徳田二丁目 259	(084) 962-2495	○
	福山市北部東 地域包括支援サブセンター加茂	720-2419	加茂町上加茂 224-1	(084) 972-3124	—
	福山市地域包括支援センターかんなべ	720-2124	神辺町川南 1406-1	(084) 960-3890	○
府中市	府中市地域包括支援センター	726-8601	府川町 315	(0847) 40-0223	○
	府中市地域包括支援センター サブセンター府中	726-8501	鶴飼町 555-3 府中市市民病院内	(0847) 46-4117	—
	府中市地域包括支援センター サブセンター上下	729-3431	上下町上下 2100	(0847) 62-2231	—
三次市	三次市地域包括支援センター	728-0013	十日市東三丁目 14-1 三次市福祉保健センター内	(0824) 65-1146	○
庄原市	庄原市地域包括支援センター	727-8501	中本町一丁目 10-1	(0824) 73-1165	○
	庄原市地域包括支援センター 西城サブセンター	729-5742	西城町中野 1339	(0824) 82-2202	—
	庄原市地域包括支援センター 東城サブセンター	729-5121	東城町川東 1175	(08477) 2-5131	—
	庄原市地域包括支援センター 口和サブセンター	728-0502	口和町向泉 942	(0824) 87-2112	—
	庄原市地域包括支援センター 高野サブセンター	727-0402	高野町新市 1171-1	(0824) 86-2115	—
	庄原市地域包括支援センター 比和サブセンター	727-0301	比和町比和 1119-1	(0824) 85-3001	—
	庄原市地域包括支援センター 総領サブセンター	729-3703	総領町下領家 280-1	(0824) 88-3063	—
大竹市	大竹市地域包括支援センター	739-0603	西米二丁目 4-1	(0827) 53-1165	○
	大竹市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター	739-0651	玖波五丁目 2-1	(0827) 57-7461	○
東広島市	東広島市基幹型地域包括支援センター	739-8601	西条栄町 8-29	(082) 430-5330	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
東広島市	東広島市西条北地域包括支援センター	739-0007	東広島市西条土与丸6丁目1-91	(082) 431-6745	○
	東広島市西条南地域包括支援センター	739-0025	東広島市西条中央6丁目31-38	(082) 422-1020	○
	東広島市八本松地域包括支援センター	739-0151	八本松町原5693-3	(082) 420-9717	○
	東広島市志和地域包括支援センター	739-0262	東広島市志和町志和東810-1	(082) 401-4110	○
	東広島市高屋地域包括支援センター	739-2111	東広島市高屋町高屋堀3486	(082) 426-5211	○
	東広島市黒瀬地域包括支援センター	739-2692	黒瀬町丸山 1333	(0823) 27-4355	○
	東広島市北部（福富・豊栄・河内）地 域包括支援センター	739-2303	福富町久芳 1545-1	(082) 435-2240	○
	東広島市安芸津地域包括支援センター	739-2402	安芸津町三津4398	(0846) 46-1305	○
廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 東部 ※R4.5~	738-8512	廿日市市新宮1-13-1 山崎本社 み んなのあいプラザ3階	(0829) 30-9158	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 中部	738-0034	廿日市市宮内4286-1	(0829) 20-4580	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 西部	738-0042	廿日市市地御前1-3-28 学研廿日市 市多世代サポートセンター2階	(0829) 30-9066	○
	廿日市市地域包括支援センターおおの	739-0492	大野一丁目 1-1	(0829) 50-0251	○
	廿日市市地域包括支援センターさいき	738-0292	津田 1989	(0829) 72-2828	○
安芸 高田市	安芸高田市地域包括支援センター	731-0521	吉田町常友 1564-2	(0826) 47-1132	○
江田島町	江田島市地域包括支援センター	737-2297	大柿町大原 505	(0823) 43-1640	○
府中町	府中町地域包括支援センター	735-0023	浜田本町 5-25 ふれあい福祉センター内	(082) 285-7290	○
海田町	海田町地域包括支援センター	736-8601	上市 14-18	(082) 821-3210	○
熊野町	熊野町地域包括支援センター	731-4292	中溝一丁目 1-1	(082) 820-5615	○
坂町	坂町地域包括支援センター	731-4311	北新地二丁目 3-10	(082) 885-3701	○
安芸 太田町	安芸太田町地域包括支援センター	731-3622	下殿河内 236	(0826) 22-2031	○
北広島町	北広島町地域包括支援センター	731-1595	有田 1234	050-5812-1853	○
大崎 上島町	大崎上島町地域包括支援センター	725-0401	木江 5-9 木江保健福祉センター	(0846) 67-0022	○
世羅町	世羅町地域包括支援センター	722-1192	本郷 947	(0847) 25-0072	○
神石 高原町	神石高原町地域包括支援センター	720-1522	小畠 1701	(0847) 89-3377	○

5 市町

各市町によって組織名称が異なりますが、高齢者の福祉については、広島市では区の福祉事務所（P13）、その他の市及び町では市町福祉事務所（P13）又は、高齢者支援課、福祉保健課、住民課、福祉課などで取り扱っています。

市 町	郵便番号	所在地	電話番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	(082) 245-2111
呉市	737-8501	呉市中央4丁目1-6	(0823) 25-3100
竹原市	725-8666	竹原市中央5丁目1-35	(0846) 22-7719
三原市	723-8601	三原市港町3丁目5-1	(0848) 64-2111
尾道市	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	(0848) 38-9111
福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	(084) 921-2111
府中市	726-8601	府中市府川町315	(0847) 43-7111
三次市	728-8501	三次市十日市中2丁目8-1	(0824) 62-6111
庄原市	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	(0824) 73-1111
大竹市	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	(0827) 59-2111
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	(082) 422-2111
廿日市市	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	(0829) 20-0001
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	(0826) 42-2111
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原505	(0823) 43-1111
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	(082) 286-3111
海田町	736-8601	安芸郡海田町上市14-18	(082) 822-2121
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1	(082) 820-5600
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1	(082) 820-1500
安芸太田町	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1	(0826) 28-2111
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田1234	(050) 5812-2111
大崎上島町	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	(0846) 65-3111
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847) 22-1111
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701	(0847) 89-3330

6 社会福祉協議会

住民の社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉団体などの行う活動の連絡・調整を図ることにより、その地域における福祉活動を推進することを目的とする団体で、県・市町・政令市の区ごとに設立されています。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
広島県社会福祉協議会	732-0816	南区比治山本町 12-2 県社会福祉会館内	(082) 254-3411
広島市社会福祉協議会	732-0822	南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	(082) 264-6400
中区事務所	730-0051	中区大手町 4-1-1 大手町平和ビル 5 階中区地域福祉センター内	(082) 249-3114
東区事務所	732-8510	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	(082) 263-8443
南区事務所	734-8523	南区皆実町 1-4-46 南区役所別館内	(082) 251-0525
西区事務所	733-8535	西区福島町 2-24-1 西区地域福祉センター内	(082) 294-0104
安佐南区事務所	731-0194	安佐南区中須 1-38-13 安佐南区総合福祉センター内	(082) 831-5011
安佐北区事務所	731-0221	安佐北区可部 3-19-22 安佐北区総合福祉センター内	(082) 814-0811
安芸区事務所	736-8555	安芸区船越南 3-2-16 安芸区総合福祉センター内	(082) 821-2501
佐伯区事務所	731-5135	佐伯区海老園 1-4-5 佐伯区役所別館内	(082) 921-3113
呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央 5-12-21 呉市福祉会館内	(0823) 25-3509
川尻支所	737-2603	呉市川尻町西 2-3-33 川尻福祉センターふれあい内	(0823) 87-6555
安浦支所	737-2518	呉市安浦町内海北 1-7-2 内海ふれあい活動センター内	(0823) 84-5460
呉市総合ケアセンター さざなみ・音戸支所	737-1206	呉市音戸町高須 3-7-15 呉市総合ケアセンターさざなみ内	(0823) 50-0611
倉橋支所	737-1377	呉市倉橋町 1210-8 倉橋支所別館内	(0823) 53-2233
蒲刈支所	737-0403	呉市蒲刈町田戸 2308-1 蒲刈高齢者生活福祉センター内	(0823) 66-1165
豊浜支所	734-0101	呉市豊浜町豊島 3526-15 豊浜まちづくりセンター内	(0823) 67-1310
豊支所	734-0301	呉市豊町大長 5915-3 豊まちづくりセンター内	(0823) 66-2872
竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	(0846) 22-5131
三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町 1-2-1 三原市総合保健福祉センター4階	(0848) 63-0570
三原地域センター	729-0417	三原市本郷南 5-23-1 本郷保健福祉センター内	(0848) 86-3607
本郷地域センター	722-1412	三原市久井町和草 1906-1 久井保健福祉センター内	(0847) 32-7101
久井地域センター	729-1321	三原市大和町和木 1538-1 大和保健福祉センター内	(0847) 34-1214
大和地域センター	723-0065	三原市西野 3-7-1	(0848) 61-0819
梅林の里	722-0017	尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848) 22-8385
尾道市社会福祉協議会	722-0311	尾道市御調町 107-1 御調保健福祉センター内	(0848) 76-1231
御調支所	722-0073	尾道市向島町 5888-1 愛あいセンター内	(0848) 45-2113
向島支所	722-2324	尾道市因島田熊町 1315-1 因島総合福祉保健センター内	(0845) 22-6562
因島支所	722-2416	尾道市瀬戸田町林 1288-7 瀬戸田福祉保健センター内	(0845) 27-3846
瀬戸田支所	720-8512	福山市三吉町南 2-11-22 福山すこやかセンター内	(084) 928-1330
福山市社会福祉協議会	729-3103	福山市新市町新市 1061-1 新市支所内	(0847) 52-5115
新市事務所	720-1132	福山市駅家町倉光 37-1 北部支所内	(084) 976-7050
新市事務所北部分所	720-2123	福山市神辺町川北 1151-1 かなべ市民交流センター内	(084) 963-3366
神辺事務所	729-0104	福山市松永町 3-1-29 西部市民センター内	(084) 930-4110
松永事務所	720-0311	福山市沼隈町草深 1889-6 沼隈支所内	(084) 980-7722
松永事務所沼隈内海分所			

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
東 部 事 務 所	721-0915	福山市伊勢丘 6-6-1 東部市民センター内	(084) 948-0766
府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町 919-3 保健福祉総合センターリ・フレ内	(0847) 47-1294
上 下 支 所	729-3431	府中市上下町上下 869-5	(0847) 62-2566
三次市社会福祉協議会	728-0013	三次市十日市東 3-14-1 三次市福祉保健センター内	(0824) 63-8975
君 田 支 所	728-0401	三次市君田町東入君 644-1 三次市君田支所内	(0824) 53-2964
布 野 支 所	728-0201	三次市布野町上布野 11093-1 保健福祉センター内	(0824) 54-2042
作 木 支 所	728-0124	三次市作木町下作木 1503 老人福祉センター内	(0824) 55-2119
吉 舎 支 所	729-4211	三次市吉舎町吉舎 723-1 吉舎保健センター内	(0824) 43-3301
三 良 坂 支 所	729-4304	三次市三良坂町三良坂 5042-1 三次市三良坂支所内	(0824) 44-2182
三 和 支 所	729-6702	三次市三和町敷名 11460-2 総合福祉センター内	(0824) 52-3143
甲 奴 支 所	729-4102	三次市甲奴町西野 592 甲奴健康づくりセンターゆげんき内	(0847) 67-2075
江 水 園	728-0131	三次市作木町香淀 655	(0824) 55-3388
三次西健康づくりセンター	728-0026	三次市日下町 143-1	(0824) 65-0321
庄原市社会福祉協議会	727-0013	庄原市西本町 4-5-26 ふれあいセンター内	(0824) 72-7120
庄原地域センター			(0824) 72-5151
西城地域センター	729-5742	庄原市西城町中野 1339 西城保健福祉総合センターしあわせ館内	(0824) 82-2953
東城地域センター	729-5121	庄原市東城町川東 1175 庄原市役所東城支所内	(08477) 2-0488
口和地域センター	727-0114	庄原市口和町永田 415-4 口和老人福祉センター内	(0824) 89-2320
高野地域センター	727-0402	庄原市高野町新市 1150-1 高野福祉保健センター内	(0824) 86-3044
比和地域センター	727-0301	庄原市比和町比和 792 比和ふれあいセンター内	(0824) 85-2300
総領地域センター	729-3703	庄原市総領町下領家 71 総領健康福祉センター内	(0824) 88-2796
大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄 2-4-1 大竹市総合福祉センター内	(0827) 52-2211
東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸 1108 東広島市総合福祉センター内	(082) 423-2800
黒 瀬 支 所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山 1286-1	(0823) 82-2026
福 富 支 所	739-2303	東広島市福富町久芳 1545-1	(082) 435-2247
豊 栄 支 所	739-2311	東広島市豊栄町乃美 2841-1	(082) 432-2083
河 内 支 所	739-2201	東広島市河内町中河内 1206-1	(082) 420-7011
安 芸 津 支 所	739-2402	東広島市安芸津町三津 4398	(0846) 45-0201
廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮 1-13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	(0829) 20-0294
佐 伯 事 務 所	738-0222	廿日市市津田 4109 佐伯社会福祉センター内	(0829) 72-0868
吉 和 事 務 所	738-0301	廿日市市吉和 1771-1 吉和福祉センター内	(0829) 77-2883
大 野 事 務 所	739-0492	廿日市市大野 1-1-1 大野支所内	(0829) 55-3294
宮 島 事 務 所	739-0506	廿日市市宮島町 960-2 宮島福祉センター内	(0829) 44-2785
安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友 1564-2 安芸高田市保健センター内	(0826) 42-2941
吉 田 支 所	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 1324-1 吉田老人福祉センター内	(0826) 47-1311
八 千 代 支 所	731-0303	安芸高田市八千代町佐々井 1391-1 八千代文化施設フォルテ内	(0826) 52-2941
美 土 里 支 所	731-0612	安芸高田市美土里町本郷 1775 安芸高田市役所美土里支所内	(0826) 59-2941
高 宮 支 所	739-1802	安芸高田市高宮町佐々部 983-2 安芸高田市役所高宮支所内	(0826) 57-2941
甲 田 支 所	739-1101	安芸高田市甲田町高田原 1490-1 ふれあいセンターこうだ内	(0826) 45-2941
向 原 支 所	739-1201	安芸高田市向原町坂 185-1 安芸高田市役所向原支所内	(0826) 46-2941
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川 2060 能美福祉センター内	(0823) 40-2501

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号			
府中町社会福祉協議会	735-0023	府中町浜田本町5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	(082) 285-7278			
海田町社会福祉協議会	736-0035	海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	(082) 820-0294			
熊野町社会福祉協議会	731-4214	熊野町中溝1-11-1 熊野町地域福祉会館内	(082) 855-2855			
坂町社会福祉協議会	731-4312	坂町平成ヶ浜1-3-19 平成ヶ浜福祉センター内	(082) 885-2611			
安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	安芸太田町中筒賀2802-5 筒賀福祉センター内	(0826) 32-2226			
筒賀本所						
戸河内支所	731-3810	安芸太田町戸河内800-1 安芸太田町地域支援センター内	(0826) 28-1505			
北広島町社会福祉協議会	731-2104	北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	(0826) 82-2680			
芸北支所	731-2323	北広島町川小田10075-5 北広島町役場芸北支所内	(0826) 35-0144			
千代田支所	731-1533	北広島町有田1234 北広島町まちづくりセンター内	(0826) 72-4670			
豊平支所	731-1711	北広島町戸谷1088-1 北広島町役場豊平支所内	(0826) 83-0050			
大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	大崎上島町木江5-9 木江保健福祉センター内	(0846) 62-1718			
大崎支所	725-0301	大崎上島町中野4098-7 大崎老人福祉センター内	(0846) 64-4178			
東野支所	725-0231	大崎上島町東野6625-1 東野保健福祉センター内	(0846) 65-2210			
世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅町西上原426-3	(0847) 22-3162			
世羅西支所	722-1701	世羅町小国3393 世羅町役場せらにし支所内	(0847) 37-1335			
神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石高原町小島1748 小島交流会館内	(0847) 85-2330			
三和事務所						
油木事務所				720-1812	神石高原町油木乙1858 油木支所内	(0847) 82-0707
神石事務所				729-3515	神石高原町福永甲1609-1 神石老人福祉センター内	(0847) 87-0125
豊松事務所	720-1704	神石高原町下豊松741 とよまつ総合センター内	(0847) 84-2259			

7 県厚生環境事務所・保健所

所管区域	厚生環境事務所 保健所	郵便番号	所在地	電話番号
大竹市 廿日市市	西部厚生環境事務所 西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾2丁目 2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市 安芸郡 山県郡	広島支所	730-0011	広島市中区基町 10-52	(082) 513-5521
呉市（一部の事務） 江田島市	呉支所	737-0811	呉市西中央1丁目 3-25	(0823) 22-5400
竹原市 東広島市 豊田郡	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
三原市 尾道市 世羅郡	東部厚生環境事務所 東部保健所	722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
福山市（一部の事務） 府中市 神石郡	福山支所	720-8511	福山市三吉町 1 丁目 1-1	(084) 921-1311
三次市 庄原市	北部厚生環境事務所 北部保健所	728-0013	三次市十日市東 4 丁目 6-1	(0824) 63-5181

※広島市・呉市・福山市については、保健所の事務は、それぞれの市の保健所で行います。

8 市保健所・保健センター

広島市・呉市・福山市では、各市が保健所（保健センター）を設置しています。

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
広島市	中保健センター	730-8565	中区大手町 4-1-1	(082)504-2528
	東保健センター	732-8510	東区東蟹屋町 9-34	082-568-7729
	南保健センター	734-8523	南区皆実町 1-4-46	082-250-4108
	西保健センター	733-8535	西区福島町 2-24-1	082-294-6235
	安佐南保健センター	731-0194	安佐南区中須 1-38-13	082-831-4942
	安佐北保健センター	731-0221	安佐北区可部 3-19-22	082-819-0586
	安芸保健センター	736-8555	安芸区船越南 3-2-16	082-821-2809
	佐伯保健センター	731-5195	佐伯区海老園 1-4-5	082-943-9731
呉市	呉市保健所	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3532
	西保健センター	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3542
	東保健センター	737-0112	呉市広古新開 2-1-3	(0823) 71-9176
福山市	福山市保健所	720-0032	福山市三吉町南 2-11-22	(084) 928-3421

9 市町福祉事務所

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
広島市中福祉事務所	730-8565	広島市中区大手町 4-1-1	(082) 504-2568
広島市東福祉事務所	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7725
広島市南福祉事務所	734-8523	広島市南区皆実町 1-4-46	(082) 250-4103
広島市西福祉事務所	733-8535	広島市西区福島町 2-24-1	(082) 294-6109
広島市安佐南福祉事務所	731-0194	広島市安佐南区中須 1-38-13	(082) 831-4939
広島市安佐北福祉事務所	731-0221	広島市安佐北区可部 3-19-22	(082) 819-0575
広島市安芸福祉事務所	736-8555	広島市安芸区船越南 3-2-16	(082) 821-2804
広島市佐伯福祉事務所	731-5195	広島市佐伯区海老園 1-4-5	(082) 943-9725
呉市福祉事務所	737-8501	呉市中央 4-1-6	(0823) 25-3570
竹原市福祉事務所	725-8666	竹原市中央 5-1-35	(0846) 22-2946
三原市福祉事務所	723-8601	三原市港町 3-5-1	(0848) 64-2111
尾道市福祉事務所	722-8501	尾道市久保 1-15-1	(0848) 38-9122
福山市福祉事務所	720-8501	福山市東桜町 3-5	(084) 928-1061
府中市福祉事務所	726-8601	府中市府川町 315	(0847) 43-7148
三次市福祉事務所	728-8501	三次市十日市中 2-8-1	(0824) 62-6146
庄原市福祉事務所	727-8501	庄原市中本町 1-10-1	(0824) 73-1210
大竹市福祉事務所	739-0692	大竹市小方 1-11-1	(0827) 59-2152
東広島市福祉事務所	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	(0824) 22-2111
廿日市市福祉事務所	738-8501	廿日市市下平良 1-11-1	(0829) 30-9150
安芸高田市福祉事務所	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	(0826) 42-5615
江田島市福祉事務所	737-2297	江田島市大柿町大原 505	(0823) 43-1638
府中町福祉事務所	735-8686	安芸郡府中町大通 3-5-1	(082) 286-3111
海田町福祉事務所	736-8601	安芸郡海田町上市 14-18	(082) 823-9220
熊野町福祉事務所	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	(082) 820-5614
坂町福祉事務所	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	(082) 820-1505
安芸太田町福祉事務所	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	(0826) 25-0250
北広島町福祉事務所	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851
大崎上島町福祉事務所	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	(0846) 62-0302
世羅町福祉事務所	722-1192	世羅郡世羅町本郷 947	(0847) 25-0294
神石高原町福祉事務所	720-1522	神石郡神石高原町小島 2025	(0847) 89-3335